

いじめ防止推進計画

(学校いじめ防止基本方針)

ひらた清風中学校

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第二条)

2 基本方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえ、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、未然防止を図るとともに、いじめまたはその兆候を早期に発見する。また、発生を確認した場合は、早期解決、再発防止ができるよう、校長のリーダーシップのもと、組織的に対応する。保護者、地域や関係機関とも連携し、情報を共有しながら迅速適切に対処する。
- (3) いじめは生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他の重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してあってはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (4) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
- (5) いじめに関する事案の対処においては、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもとに行う。
- (6) 相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケート（生活実態調査）や個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人一人の状況を把握し早期発見、早期解決に努める。
- (7) 校内に「いじめ根絶チーム（生徒指導委員会）」を設置し、組織で対応する。
- (8) 万が一重大事態が発生した場合には、事実関係調査を直ちに実施し、実態把握に努め村教委等との連携を密にして早期に対処する。

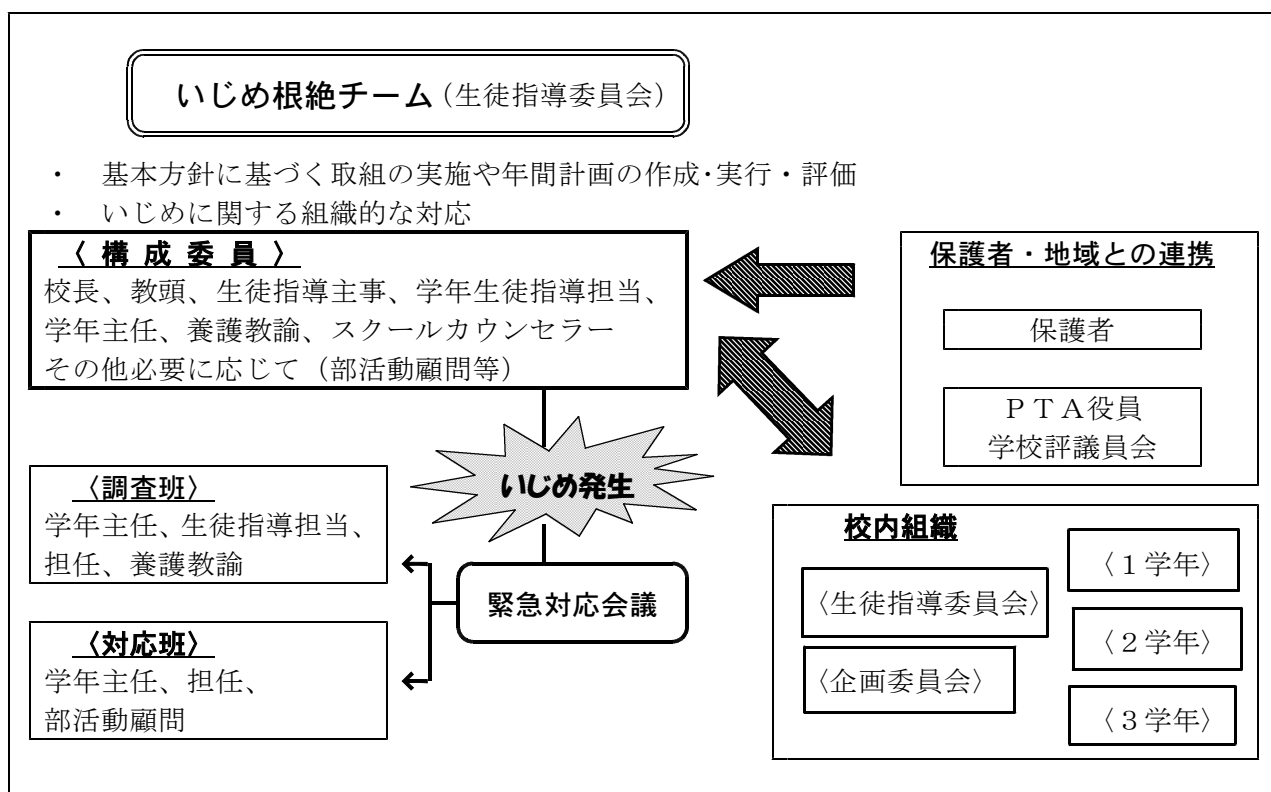
【具体的ないじめの様態】

- ① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。

- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、ものを売りつけられたり、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりされる。
 - ・ 靴に画鋸やガムを入れられたりする。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしい事、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要させたり、下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりやらされる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。

3 いじめ問題に取り組む体制、校内組織

(1) いじめ根絶チーム組織



4 未然防止

(1) 児童生徒や学級の様子を知るために

- ① 教職員の気づき
 - ・ 同じ目線に立って物事を捉え考える。
 - ・ 個々におかれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていく。
- ② 実態把握の方法
 - ・ 日常の観察。
 - ・ 教育相談 (定期的な相談、チャンス相談 等)
 - ・ 定期的な生活実態調査 (各学期)。
 - ・ Q-Uの実施。結果を分析し、課題解決に努めていく。

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

① 教職員の協力体制

- ・ 教職員間の共通理解を密にしていく。(学年会、各委員会等)
- ・ 問題行動等が起こった場合、複数の教職員で対応する。

② 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

- ・ 授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、違いを認め合う仲間づくり。

③ 児童生徒の主体的な参加による活動

- ・ 生徒会本部の活動
- ・ 生徒会評議委員会、生活安全委員会の活動

(3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために

① 人権教育の充実

- ・ いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させる。
- ・ 人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育ませ、人権意識の高揚を図る。

② 道徳教育の充実

③ 体験型学習活動の充実

④ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

⑤ 生徒会や学級でいじめ防止のための目標を設け、「いじめは絶対に許さない」「見過ごさない」集団作りに努める。

⑥ 保護者・地域との連携を図り、いじめ防止の取組の理解と協力を得る。

5 早期発見

(1) 早期発見のための手立て

① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こるという認識に立ち、生徒の変化の様子や情報収集に努め、教員同士が情報の共有化を図り、生徒の実態把握を多面的に行う。

- ・ 生徒の立場に立つ。
- ・ 生徒を共感的に理解する。
- ・ 集団を見る視点。
- ・ 毎日の観察。生徒がいるところには教職員がいる。
- ・ 生活ノートの確認。コメントのやりとりから信頼関係をつくる。

② 定期的にアンケート調査や教育相談を行うなど、いじめを訴えやすい体制作りに努める。

- ・ 教育相談(学校カウンセリング)。気軽に相談できる雰囲気づくり。
- ・ いじめ実態調査アンケートの実施。

③ 校内研修を充実させ、全教職員がいじめに関する理解を深める。

(2) 早期発見のための計画

① 第1回生活実態調査(5月)

② Q-Uテスト(6月・10月)

③ 第2回生活実態調査(7月)

④ 第3回生活実態調査(8月:夏休みの生活を振り返る内容)

⑤ 家庭訪問(1・2年)・三者面談(3年)(7月~8月)

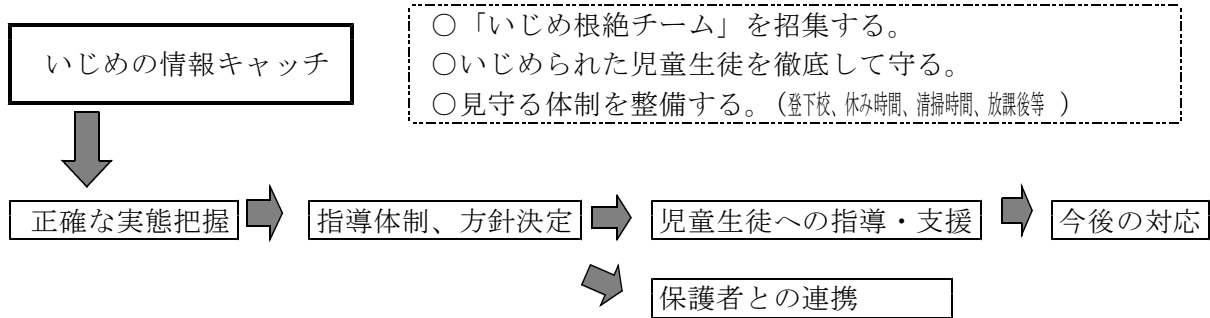
⑥ 第4回生活実態調査(10月)

⑦ 教育相談(10月~11月)

⑧ 第5回生活実態調査(2月)

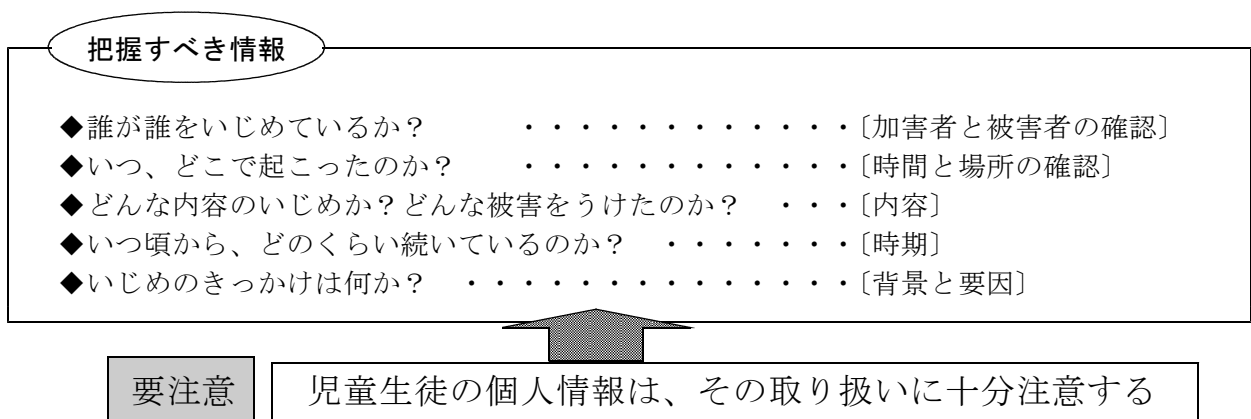
6 早期対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ発見時の緊急対応

- ① 事実確認と情報の共有。
- ② いじめられた生徒やいじめを報告した生徒を守り通す。
- ③ いじめを認知した教員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、関係者に適切な初期指導を行う。また、いじめ対策委員会に連絡し、管理職に報告する。



(2) いじめが起きたときの対応

① いじめられた生徒に関して

ア 生徒に対して

- ・ 事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 複数の教員で事実関係を正確に確認するとともに、被害生徒が落ち着いて生活や学習ができる環境を整える。
- ・ 必ず解決できる希望をもたせる。

イ 保護者に対して

- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実を伝える。
- ・ 学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 継続して家庭との連携を取りながら、解決に向け取り組むことを伝える。
- ・ 家庭での生徒の様子や変化に注意してもらい些細なことでも相談するように伝える。

② いじめた生徒に関して

ア 生徒に対して

- ・ いじめた気持ちや状況について十分に聞き、背景にも目を向け指導する。

- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを理解させる。
- ・ いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ いじめた気持ちや状況を十分聞き、背景にも目をむけ指導する。

イ 保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童生徒や保護者の気持ちを伝える。よりよい解決を図ろうと伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為であること」を毅然とした姿勢で伝え、事の重大さを認識させ家庭での指導を依頼する。
- ・ 児童生徒の変容を図るため、今後の関わり方について一緒に考え、具体的な助言をする。
- ・ 関係生徒の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、再発防止や今後の連携方法について話し合う。

③ 周りの生徒に関して

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考えさせる。
- ・ 「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・ 教育相談、日記などで積極的に関わり、その後の状況について把握する。
- ・ 自分の問題としてとらえさせる。誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

※ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、警察署と連携してこれに対処する。いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 重大事態発生時の対応

① 重大事態とは

ア いじめにより生徒の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害をおった場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、村教育委員会に迅速に報告する。

③ 重大事態の調査

- ・ 必要に応じ第三者を加え調査組織を設置し、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 調査結果により明らかになった事実関係について、個人情報に十分配慮しいじめを受けた生徒及び保護者に情報を提供する（経過報告も含む）。
- ・ 調査結果を学校の設置者に報告し、必要な措置を講ずる。

④ 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・ 被害生徒及び保護者への支援
- ・ 加害生徒及び保護者への指導・助言
- ・ いじめがあった集団への働きかけ
- ・ 関係機関等との連携

7 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）

